

# 規制改革実施計画の取組状況について

令和5年2月6日  
文部科学省



文部科学省

No.1 誰一人取り残されない、デジタル活用を前提とした個別最適な教育	対応状況
<p>a 文部科学省は、次期教育振興基本計画の策定に向けた議論を踏まえつつ、中央教育審議会等において、従来の対面・書面を前提とした一斉授業型の教育から、デジタル活用を前提とした個に応じた学びを推進するための学校教育を実現できるよう検討する。特に、個に応じた学びを進めるために必要な標準授業時数や教育課程に関する制度的柔軟性や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー等専門人材のオンラインも含めた活用促進について、必要な検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和4年10月に中央教育審議会に設置した義務教育の在り方ワーキンググループにおいて、義務教育の意義や学びの多様性等について議論中。一人一台端末等の活用も含めた多様で柔軟な学びの具体的な姿の明確化について検討している。</li> <li>● 標準授業時数の弾力的な運用を認める授業時数特例校制度を令和4年度から実施している。</li> <li>● スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等について、オンライン活用の効果や課題を把握。オンラインも含めた活用促進のため、必要な予算の措置や好事例の収集・周知などの取組を予定。</li> </ul>
<p>d 文部科学省は、1人1台端末について、平常時の持ち帰り活用が可能な学校が全体の26.1%に限られている状況について、学校現場において保護者等との共通理解を図れるよう支援するとともに、全ての児童生徒が1人1台端末の平常時の持ち帰り等により家庭でも学校でのICTを活用した学びが継続できるよう、オンライン授業や家庭でのICT活用ができるかどうか住んでいる地域によって決まる状態を解消するため、1人1台端末の平常時の持ち帰り等の実態を把握し、必要な施策を検討・実施する。</p> <p>e 文部科学省は、デジタル時代を踏まえた個に応じた学びを推進するため、授業で1人1台端末が活用されるよう必要な支援を行う。特に、教科や地域によって活用が進まない実態がないか調査し、そのような状況が確認された場合には当該状況を改善するために必要な施策を検討・実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校現場において保護者等との共通理解を図れるよう、文部科学省特設ページにおいて端末持ち帰りの意義・方法や保護者理解についての特集記事を掲載する等の周知を実施。</li> <li>● 1人1台端末の平常時の持ち帰りや地域ごとの活用の実態等については、令和4年度全国学力・学習状況調査（令和4年7月結果公表）により把握しているところ。</li> <li>● 全ての地域において端末の活用が進むよう、当該調査結果について都道府県・政令指定都市別に集計し、令和4年11月に通知・公表。併せて、各都道府県において持ち帰り状況を含む域内の端末活用状況を分析するよう求めるとともに、その結果が分かる資料の提出を依頼。</li> <li>● 上記調査結果等によって明らかになった活用状況の格差等を改善するため、令和4年度第2次補正予算及び令和5年度当初予算案において、好事例の創出・展開、端末活用支援等に必要な予算を措置・計上。</li> </ul>

<p><b>No.1 誰一人取り残されない、デジタル活用を前提とした個別最適な教育</b></p>	<p><b>対応状況</b></p>
<p>h 文部科学省は、令和4年度より必修化された「情報Ⅰ」及び令和5年度より開設される「情報Ⅱ」について、住んでいる地域によらず全ての生徒が質の高い教育を受けられる状況であるか確認するため、教員配置状況、実技指導・実習実施状況(使用するプログラミング言語を含む。)、外部人材やチューターの活用状況、生徒の満足度、教員のフィードバックを調査し公表するとともに、「情報Ⅰ」を担当する教員等の指導力を向上し、全国で質の高い教育が実施されるために必要な施策を検討・実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教科情報の教員の配置状況については、令和4年5月時点の状況について調査し結果を公表済み。</li> <li>● 実技指導・実習実施状況、外部人材やチューターの活用状況、生徒の満足度、教員のフィードバックについては、必要な単位の履修が修了するまでは調査実施は困難であり、令和5年度に実施予定(現在、調査設計に着手中)。</li> <li>● 上記の状況も踏まえつつ、情報科の指導の充実に向けて、令和4年度第2次補正予算及び令和5年度当初予算案において、専門人材の育成・確保の仕組みの確立、教材・コンテンツの開発・作成等に必要な予算を措置・計上。</li> </ul>
<p><b>No.2 外部人材の積極活用を通じた社会とつながる質の高い学びの実現</b></p>	<p><b>対応状況</b></p>
<p>h 文部科学省は、中学校・高等学校の一部教科において当該教科の免許状を保有する質の高い教員の確保が困難となり、免許外担任の許可件数が高水準にある状況等を踏まえ、複数校指導の状況(同時双方向等のオンラインを活用した授業を含む。)を調査するとともに、複数校指導を推進する上で学校現場が困難に感じている点を把握し、制度利用促進に資する必要な措置を検討・実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報科については、令和4年5月時点の複数校指導の状況について調査し、把握しているところ。その結果も踏まえ、令和4年10月に、免許状保有者による複数校指導の抜本的増加を内容に含む、各自治体における指導体制の改善計画を提出いただき、本年11月には、改善計画の着実な履行を含め、指導体制の一層の充実を促す通知を発出したところ。</li> <li>● 情報科以外の一部教科についても、今年度中に調査を取りまとめ予定。</li> </ul>
<p>n 文部科学省は、個に応じた学びを進めるとともに、社会に開かれた初等中等教育を実現し、もって教育の質を高めることを目的として、特に情報科について、特別非常勤講師やチーム・ティーチングを始めとする外部人材の活用状況を調査するとともに、非常勤講師を含む外部人材活用を推進する上で学校現場が困難に感じている点を把握し、制度利用促進に資する必要な措置を検討・実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別非常勤講師やチーム・ティーチングを始めとする外部人材やチューターの活用状況については、必要な単位の履修が修了するまでは調査実施は困難と判断し、令和5年度に実施予定(現在、調査設計に着手中)。</li> </ul>

## 1 設置の目的

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の実現のためには、ICTを活用した学びが重要な役割を担うこととなるが、その推進に当たっては、Society5.0時代に向けた社会変化の加速度的な進展や、それに伴う今後の新たな教育の可能性を見据え、学校を中心とする学びの在り方の基本的な考え方を整理するとともに、一人一台端末等の活用を含めた多様で柔軟な学びの具体的な姿を明確化することなどが求められる。

このため、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会の下に、「義務教育の在り方ワーキンググループ」を設置する。

## 2 主な検討事項

### (1) 義務教育の意義

- ①豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる子供たちに必要な資質・能力と学校が果たす役割について
- ②全ての子供たちの可能性を引き出す学びの実現について

### (2) 学びの多様性

- ①個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの具体化について
- ②多様性と包摂性に基づく学校文化の醸成について
- ③学びにおけるオンラインの活用について
- ④学校教育になじめないでいる子供に対する学びの保障について

### (3) その他

## 3 委員一覧

(◎は主査、○は主査代理。)

○秋田 喜代美	学習院大学文学部教授
荒瀬 克己	独立行政法人教職員支援機構理事長
今村 久美	認定NPO法人カタリバ代表理事
鍵本 芳明	岡山県教育委員会教育長
柏木 智子	立命館大学産業社会学部教授
黒沢 正明	東京都八王子市立高尾山学園校長
小柳 和代	香川県高松市教育委員会教育長
貞廣 斎子	千葉大学教育学部教授
戸ヶ崎 勤	埼玉県戸田市教育委員会教育長
中谷 一志	広島県廿日市市立宮園小学校長
◎奈須 正裕	上智大学総合人間科学部教授
野田 正人	立命館大学大学院人間科学研究科特任教授
堀田 龍也	東北大学大学院情報科学研究科教授、 東京学芸大学大学院教育学研究科教授
水谷 年孝	愛知県春日井市立高森台中学校長
若江 眞紀	株式会社キャリアリンク代表取締役

# SC・SSW・SLのオンライン活用について

## 【SC・SSWについて】

### オンラインの活用状況

- スクールカウンセラー(SC)  
38自治体(R4. 5月時点)  
←6自治体(R2. 5月時点)
- スクールソーシャルワーカー(SSW)  
27自治体(R4. 5月時点)  
←1自治体(R2. 5月時点)

※67都道府県・政令市の実施状況等について把握

### オンライン活用の効果(メリット)

- ・対面によるカウンセリングを希望しない児童生徒や対面でのカウンセリングが実施できない不登校児童生徒等、支援を受けられていない児童生徒に対し、オンラインの活用により支援に繋げることができる
- ・移動時間を削減できることで、関係機関職員やSC・SSWがケース会議に参加しやすい等、支援の効率化が図られる 等

### 活用上の課題

- ・表情や身なり等の細かな状況までは把握しづらい
- ・児童生徒の自傷行為等のリスクへの対応
- ・SC等と相談者との間で信頼関係が構築されていない段階での活用が難しい 等

### (これまでの取組)

#### ○ オンラインカウンセリングの留意点について周知

令和2年5月及び令和4年2月、児童生徒の心のケアや環境の改善に向け、スクールカウンセラー等によるオンラインカウンセリングを含む、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの役割等について、各都道府県教育委員会等に対して周知

#### ○ オンラインカウンセリングの実施状況及び効果・課題について把握

各都道府県・政令市に対し、オンラインカウンセリングの実施状況や、実施した場合の効果や課題について把握

### (今後の取組)

- 令和5年度予算(案)において、各都道府県・政令市でのSC・SSWによるオンラインを活用した広域的な支援体制整備のための予算を計上
- 各都道府県・政令市等におけるSC・SSWによるオンラインを効果的・効率的に活用した好事例を収集し、事例集の作成・周知

**オンラインを効果的・効率的に活用した支援の一層の促進**

## 【SLについて】

### オンラインの活用状況

- 都道府県:約43%
- 指定都市:約33% ※令和3年度

### オンライン活用の効果(メリット)

- ・複数人が同席できるため、学校・教育委員会同時に話を聞くことが可能
- ・移動を伴わないため、日程調整が容易
- ・教育委員会や弁護士事務所から地理的に遠い学校等が活用することが可能 等

### (これまでの取組)

- オンラインの活用状況を含めた法務相談体制の整備状況等について調査を実施
- 積極的な取組を促す観点から、オンラインの活用を含め、法務相談に対する物理的・心理的障壁を下げる工夫について各教育委員会に対して周知を実施

### (今後の取組)

- オンラインの活用状況について引き続きフォローアップを行うとともに、教育委員会等を対象とする説明会等で、オンラインの活用を含めた法務相談の構築を要請

**オンラインの活用を含めたスクールロイヤーの活用の一層の促進**



# スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

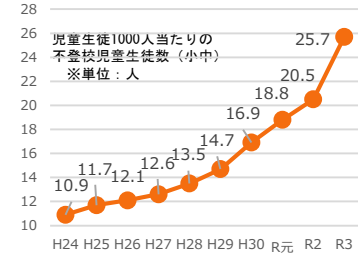
## による教育相談体制の充実

令和5年度予算額 (案) 77億円  
(前年度予算額)

82億円  
77億円)



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から8年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援**に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応**に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。
- ◆ さらに、「**経済財政運営と改革の基本方針2022**」等を踏まえ、**重大ないじめ・自殺や不登校、ヤングケアラーの早期対応等**に向けた相談体制の充実も課題。



### スクールカウンセラー等活用事業

令和5年度予算額(案) : 5,889百万円(前年度予算額 : 5,581百万円)

- ✓ 補助割合 : 国 1 / 3、都道府県・政令指定都市 2 / 3
- ✓ 実施主体 : 都道府県・政令指定都市
- ✓ 補助対象経費 : 報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者  
⇒児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 公認心理師、臨床心理士等

- ✓ **全公立小中学校**に対する配置 (27,500校)
- ✓ 配置時間 : 週 1 回概ね 4 時間程度

#### 基礎配置に加え、配置時間を週 1 回 4 時間加算

⇒重点配置の活用により、**週 1 回 8 時間(終日) 以上の配置も可能**

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置 : **2,900校** (←2,000校)  
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化 : **250箇所**
- **虐待対策**のための重点配置 : **2,000校** (←1,500校)
- **貧困対策**のための重点配置 : **2,300校** (←1,900校)

- **スーパーバイザー**の配置 : **90人**

上記のほか、**自殺予防教育実施の支援**を含む

### スクールソーシャルワーカー活用事業

令和5年度予算額(案) : 2,313百万円(前年度予算額 : 2,132百万円)

- ✓ 補助割合 : 国 1 / 3、都道府県・政令指定都市・中核市 2 / 3
- ✓ 実施主体 : 都道府県・政令指定都市・中核市
- ✓ 補助対象経費 : 報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者  
⇒児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等

- ✓ **全中学校区**に対する配置 (10,000中学校区)
- ✓ 配置時間 : 週 1 回 3 時間

#### 基礎配置に加え、配置時間を週 1 回 3 時間加算

⇒重点配置の活用により、**週 2 回や週 3 回の配置も可能**

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置 : **3,000校** (←2,000校)  
※不登校特例校・夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化 : **250箇所**
- **虐待対策**のための重点配置 : **2,500校** (←2,000校)
- **貧困対策**のための重点配置 : **3,500校** (←2,900校)  
※ヤングケアラー支援のための配置を含む

- **スーパーバイザー**の配置 : **90人**

補助制度

求められる能力・資格

基盤となる配置

重点配置等

いじめ  
不登校

虐待  
貧困

質の向上

オンライン活用拠点

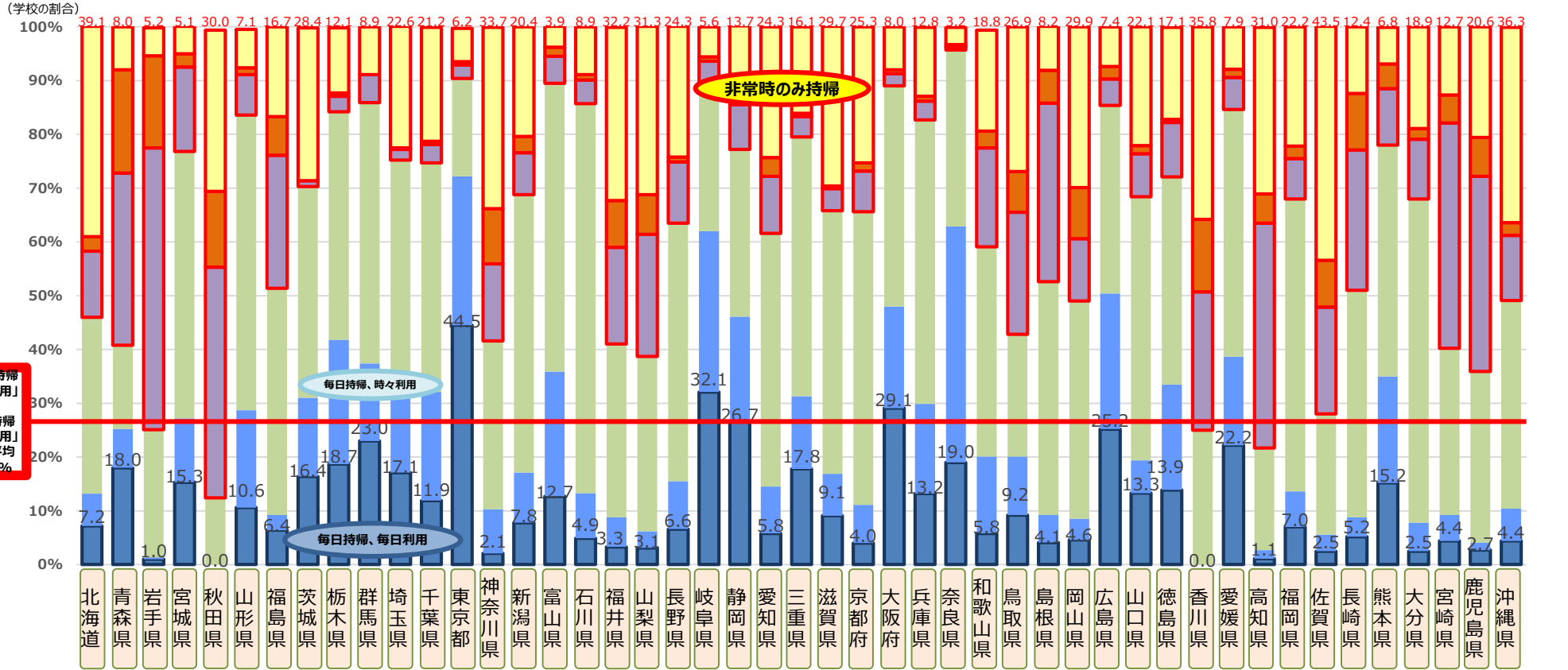
➢ **オンラインカウンセリング**活用のための配置 : **67箇所** (新規)

➢ **オンラインを活用した支援**のための配置 : **67箇所** (新規)

# 1人1台端末を家庭で利用できるようにしている学校の割合（小学校・都道府県別 ※政令市除く）

※ 1人1台端末を家庭で利用できるようにしている学校の割合について調査（R4全国学力・学習状況調査結果より[令和4年4月実施]）

（参考）令和3年7月末時点での平常時の端末の持ち帰り学習の実施状況（学校数）26.1%（端末活用状況等の実態調査（確定値）より[令和3年10月]）



「毎日持帰  
毎日利用」  
+  
毎日持帰  
時々利用」  
全国平均  
23.4%

学校	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
非常時のみ持帰	39.1	8.0	5.2	5.1	30.0	7.1	16.7	28.4	12.1	8.9	22.6	21.2	6.2	33.7	20.4	3.9	8.9	32.2	31.3	24.3	5.6	13.7	24.3	16.1	29.7	25.3	8.0	12.8	3.2	18.8	26.9	8.2	29.9	7.4	22.1	17.1	35.8	7.9	31.0	22.2	43.5	12.4	6.8	18.9	12.7	20.6	36.3
持ち帰ってはいけない	2.7	19.2	17.1	2.5	14.1	1.3	7.2	0.0	0.6	0.0	0.3	0.6	0.6	10.3	3.0	1.7	1.0	8.7	7.4	0.9	0.8	1.0	3.5	0.6	0.5	1.5	0.7	0.9	0.5	3.1	7.6	6.1	9.5	2.3	1.5	5.4	2.3	8.7	10.5	4.6	2.0	5.2	7.2	2.4			
持ち帰らせていない	12.3	32.0	52.4	15.7	42.9	7.5	24.7	1.1	2.9	5.2	2.0	3.4	2.5	14.3	7.8	5.0	4.4	18.0	22.7	11.4	3.9	8.3	10.6	3.8	4.1	7.6	2.3	3.5	0.5	18.4	22.7	33.2	11.6	4.9	8.0	10.1	25.7	6.0	41.8	7.5	19.9	26.1	10.5	11.1	41.9	36.3	12.1
時々持帰って、時々利用	32.8	15.6	23.8	49.6	12.4	54.9	42.2	39.3	42.4	48.5	42.0	42.6	18.2	31.3	51.7	53.6	72.4	32.2	32.5	48.0	27.7	31.1	47.1	48.2	48.9	54.5	41.0	52.8	32.8	39.0	22.7	43.4	40.5	35.0	49.0	38.6	25.0	45.9	19.0	54.4	22.4	42.2	43.0	60.2	31.0	31.8	38.7
毎日持帰って、時々利用	6.0	7.2	0.3	11.9	0.0	18.1	2.8	14.6	23.1	14.4	16.1	20.2	27.7	8.2	9.3	23.2	8.4	5.5	3.1	8.9	29.9	19.4	8.7	13.5	7.8	7.1	18.9	16.7	43.9	14.3	10.9	5.1	3.9	25.2	6.1	19.6	0.0	16.5	1.6	6.6	3.1	3.6	19.8	5.3	4.8	1.4	6.0
毎日持帰って、毎日利用	7.2	18.0	1.0	15.3	0.0	10.6	6.4	16.4	18.7	23.0	17.1	11.9	44.5	2.1	7.8	12.7	4.9	3.3	3.1	6.6	32.1	26.7	5.8	17.8	9.1	4.0	29.1	13.2	19.0	5.8	9.2	4.1	4.6	25.2	13.3	13.9	0.0	22.2	1.1	7.0	2.5	5.2	15.2	2.5	4.4	2.7	4.4

■ 毎日持ち帰って、毎日利用
 ■ 毎日持ち帰って、時々利用
 ■ 時々持ち帰って、時々利用  
■ 持ち帰らせていない
 ■ 持ち帰ってはいけない
 ■ 臨時休業等の非常時のみ、持ち帰ることとしている

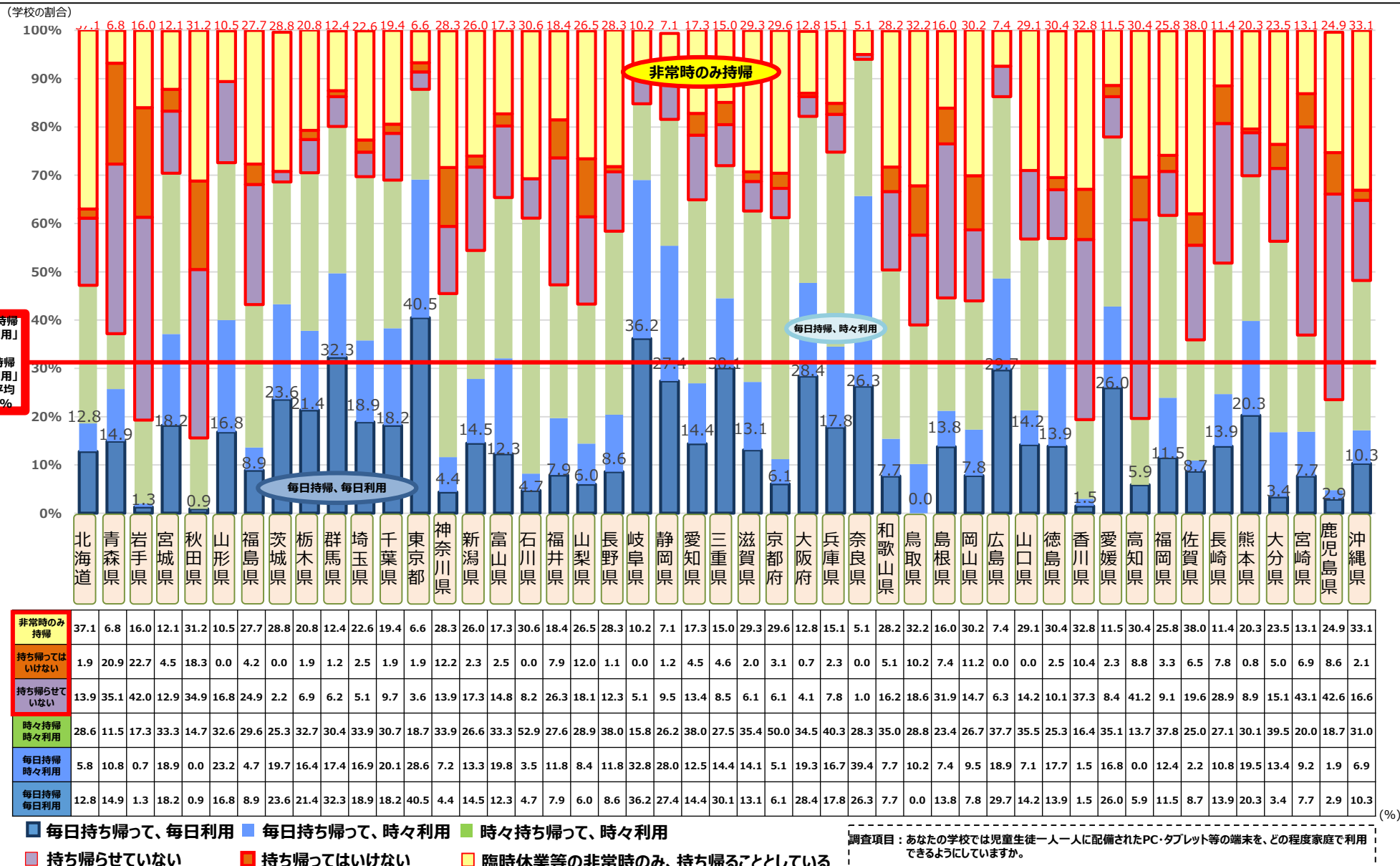
調査項目：あなたの学校では児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレット等の端末を、どの程度家庭で利用できるようにしていますか。

授業一般  
調べる場面  
教職員・生徒  
発表・表現  
児童生徒同士  
持ち帰り

# 1人1台端末を家庭で利用できるようにしている学校の割合（中学校・都道府県別 ※政令市除く）

※ 1人1台端末を家庭で利用できるようにしている学校の割合について調査（R4全国学力・学習状況調査結果より[令和4年4月実施]）

（参考）令和3年7月末時点での平常時の端末の持ち帰り学習の実施状況（学校数）26.1%（端末利活用状況等の実態調査（確定値）より [令和3年10月]）



授業一般

調べる場面

教職員・生徒

発表・表現

児童生徒同士

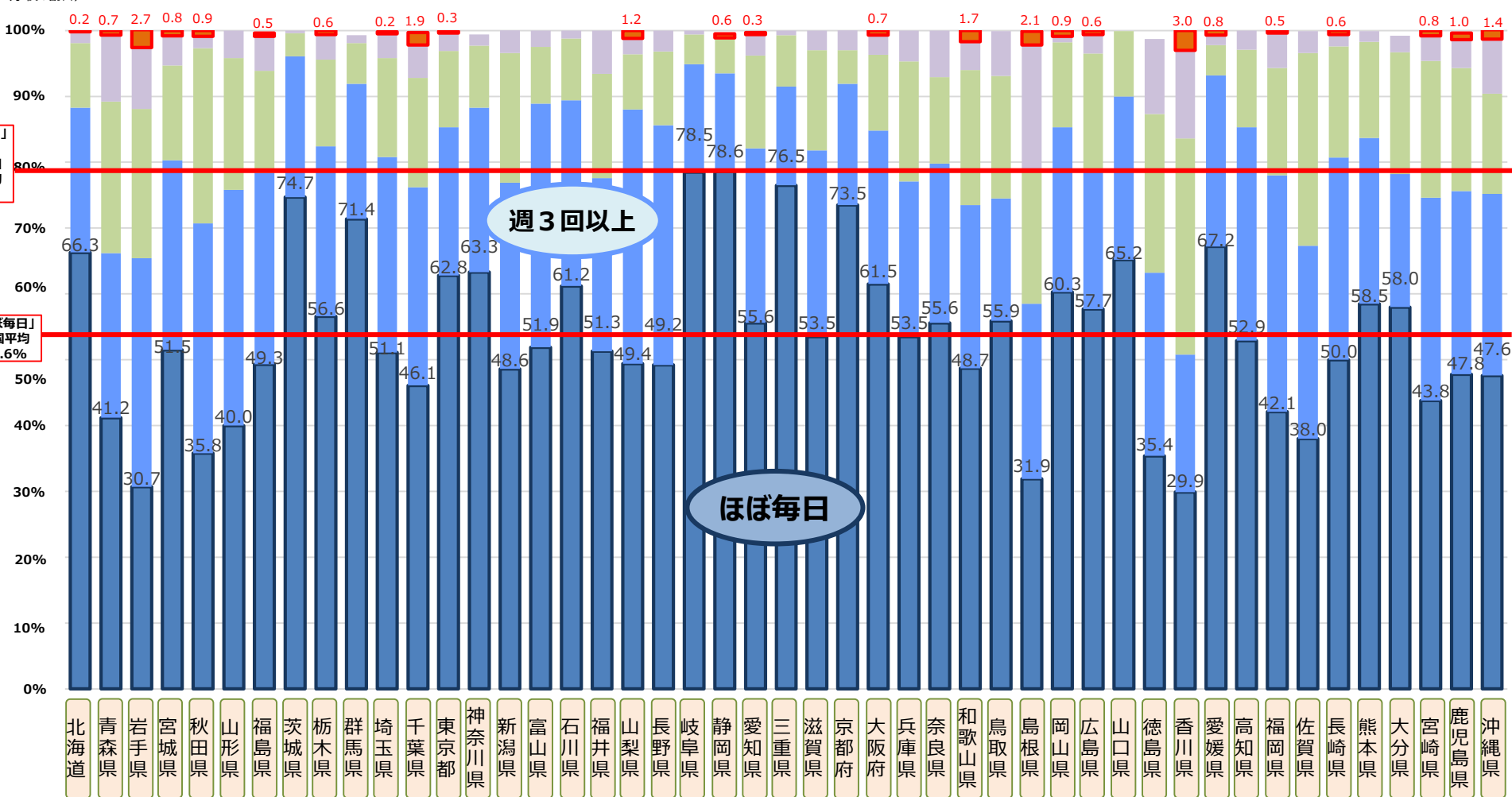
持ち帰り





# 1人1台端末を授業で活用している学校の割合（中学校・都道府県別 ※政令市除く）

※現在の中学校3年生が令和3年度までに受けた授業での活用割合について調査（R4全国学力・学習状況調査結果より[令和4年4月実施]）



	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
月1回未満	0.2	0.7	2.7	0.8	0.9	0.0	0.5	0.0	0.6	0.0	0.3	1.9	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0	0.6	0.3	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	1.7	0.0	2.1	0.9	0.6	0.0	0.0	3.0	0.8	0.0	0.5	0.0	0.6	0.0	0.0	0.8	1.0	1.4
月1回以上	1.7	10.1	9.3	4.5	1.8	4.2	5.2	0.4	3.8	1.2	3.7	5.0	2.7	1.7	3.5	2.5	1.2	6.6	2.4	3.2	0.6	0.0	3.2	0.7	3.0	3.1	3.0	4.7	7.1	4.3	6.8	19.1	0.9	2.9	0.0	11.4	13.4	1.5	2.9	5.3	3.3	1.8	1.6	2.5	3.8	4.3	8.3
週1回以上	9.8	23.0	22.7	14.4	26.6	20.0	15.5	3.5	13.2	6.2	15.0	16.6	11.6	9.4	19.7	8.6	9.4	15.8	8.4	11.2	4.5	5.4	14.1	7.8	15.2	5.1	11.5	18.2	13.1	20.5	18.6	20.2	12.9	17.7	9.9	24.1	32.8	4.6	11.8	16.3	29.3	16.9	14.6	18.5	20.8	18.7	15.2
週3回以上	22.0	25.0	34.7	28.8	34.9	35.8	29.1	21.4	25.8	20.5	29.7	30.1	22.5	25.0	28.3	37.0	28.2	26.3	38.6	36.4	16.4	14.9	26.5	15.0	28.3	18.4	23.3	23.6	24.2	24.8	18.6	26.6	25.0	21.1	24.8	27.8	20.9	26.0	32.4	35.9	29.3	30.7	25.2	20.2	30.8	27.8	27.6
ほぼ毎日	66.3	41.2	30.7	51.5	35.8	40.0	49.3	74.7	56.6	71.4	51.1	46.1	62.8	63.3	48.6	51.9	61.2	51.3	49.4	49.2	78.5	78.6	55.6	76.5	53.5	73.5	61.5	53.5	55.6	48.7	55.9	31.9	60.3	57.7	65.2	35.4	29.9	67.2	52.9	42.1	38.0	50.0	58.5	58.0	43.8	47.8	47.6

■ ほぼ毎日 ■ 週3回以上 ■ 週1回以上 ■ 月1回以上 ■ 月1回未満

調査項目：調査対象学年の生徒に対して、前年度までに、生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、授業でどの程度活用しましたか

# 1人1台端末の利活用促進に向けた取組について（通知）

4文科初第1664号  
令和4年11月25日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長  
藤原章夫

## 1人1台端末の利活用促進に向けた取組について（通知）

文部科学省では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など、教育の質を向上させるために、「GIGA スクール構想」を推進しているところですが、本年4月に実施した全国学力・学習状況調査の結果においては、1人1台端末の利活用状況について地域や学校によって大きな差が見られました（別紙1）。こうした状況については、教育の機会均等の観点からも早急には正する必要があります。これまで1人1台端末の利活用を積極的に進めてきた地域や学校では、個別最適な学びや協働的な学びのツールとして1人1台端末を有効に活用している事例も見られることから、こうした事例を踏まえて改善を進めていただく必要があります。

また、1人1台端末の利活用促進に当たっては、情報通信技術支援員（ICT支援員）の配置の充実も重要です。このことについては、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」において4校に1人との配置基準を示し、地方財政措置を講じていますが、別紙2及び別紙3のとおり、その配置状況には大きな地域差が見られ、全国平均で5.7校に1人の配置に留まっています。情報通信技術支援員について、地方財政措置の更なる充実を求める声もありますが、その検討の前提として、まずは現行の措置分における配置基準が満たされる必要があります。

については、下記の事項についてお取り計らいくださるようお願いします。

## 記

- 1 各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。以下同じ。）区町村における1人1台端末の活用状況を分析した上で、各市区町村に対して、1人1台端末の利活用促進のために必要な指導、助言又は援助を行うようお願いします（詳細な方法等については、別途事務連絡をもってお知らせします）。また、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校における活用状況を分析し、1人1台端末の利活用促進のための取組を一層進められるようお願いします。

令和4年11月25日（通知）

- 2 1人1台端末の利活用をより一層進めるため、各都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対して情報通信技術支援員を十分に配置するようお願いします。また、都道府県教育委員会教育長におかれては、域内の市区町村教育委員会に対し、情報通信技術支援員を十分に配置するよう指導、助言又は援助を行うようお願いします。

## 【本件連絡先】

初等中等教育局 学校デジタル化プロジェクトチーム  
TEL：03-5253-4111（代表）内線2656  
e-mail：[digital-pt@mext.go.jp](mailto:digital-pt@mext.go.jp)

GIGAスクール構想に基づく1人1台端末の利活用は進展しつつあるが、**地域や学校、教師によって利活用状況に大きく差が生じている**状況であり、「**端末活用の日常化**」を全国の学校で浸透させていくことが重要。また、単に紙からデジタルへの置き換えに留まることなく、**子供たちの学び方そのものの変革**につなげていくことが重要。一方で、**校務のデジタル化も未だ発展途上段階**にあり、全国的な校務のデジタル化と教職員の負担軽減等も喫緊の課題。

## 子供の学びの変革

- **GIGAスクールにおける学びの充実** R4補正 9億円、R5当初 3億円 リーディングスクール
  - リーディングDXスクール事業
    - 先進的な実践例の創出・全国展開
    - 教科横断的プログラムの開発、GIGAスクール構想のための調査・分析
  - 高等学校情報科等強化によるデジタル人材供給体制整備支援事業
    - 専門人材の育成・確保の仕組の確立、情報IIの教材・指導事例等の開発・普及
- **学習者用デジタル教科書普及促進事業** R5当初 18億円
  - 英語は全小中学校等、算数・数学を一部の小中学校等を対象に提供
- **デジタル教科書・デジタル教材等通信環境調査研究** R4補正 5億円
  - デジタル教科書・デジタル教材等の更なる活用促進に向けた通信環境の調査研究
- **CBTシステム(MEXCBT)の改善・活用促進** R4補正 3億円、R5当初 4億円
  - オンライン上で学習・アセスメントできるMEXCBTの機能改善（全国学力・学習状況調査のCBT化対応等）・活用促進
- **先端技術・教育データの利活用推進** R4補正 0.6億円、R5当初 2億円
  - 最先端技術や教育データの効果的な利活用推進のための実証等
  - データ標準化の推進や、自治体等が安心・安全に教育データを利活用するためのガイドラインの作成等

## 校務・教育行政のDX

- **次世代の校務デジタル化推進実証事業** R4補正 10.5億円、R5当初 0.8億円
  - 都道府県が域内の市町村と連携した次世代の校務のデジタル化モデルの実証研究を実施し、モデルケースを創出することで、事業終了後の全国レベルでの効果的かつ効率的なシステム入れ替えを目指す（実証地域：全国5箇所（都道府県、政令市））
  - 実証研究と並行して、校務の棚卸・標準化（デジタル化すべきものの峻別と通知表等を含む帳票類の共通化、汎用クラウドサービスとの役割整理）を行った上で、「校務DXガイドライン」（仮称）の策定、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改訂
- **WEB調査システム（EduSurvey）の開発・活用促進** R4補正 0.2億円、R5当初 0.6億円
  - 学校現場や教育委員会においても、調査結果の自動集約や即時的な可視化・分析や利活用のニーズが高まっていること等も踏まえ、文部科学省から教育委員会や学校等を対象とした業務調査において、調査集計の迅速化、教育委員会等の負担軽減等にも資するシステムを開発

**端末更新などの次なるフェーズが到来するまでに  
課題解決に向けた取組を集中的に進め、学校DXを加速**

## 地域・学校間格差の解消

- **GIGAスクールにおける学びの充実（再掲）**
  - 学校DX戦略アドバイザー事業等による自治体支援事業
    - 1人1台端末の日常的な活用について、課題を抱える自治体・学校に対して国がアドバイザーとして任命した者を派遣して集中的な伴走支援を行い、地域間・学校間の格差解消に向けた取組を実施
    - 学校DXの推進に関する課題把握や教育委員会内の協議、ICT支援員との情報共有等の業務を行う **コーディネーターを配置**
- **GIGAスクール運営支援センターの機能強化** R4補正 71億円、R5当初 10億円
  - 全ての学校が端末活用の「**試行錯誤**」から「**日常化**」のフェーズに移行し、子供の学びのDXを実現するための支援基盤を構築（運営支援センターの機能強化）
  - 都道府県中心の**広域連携の発展**、学校DX戦略アドバイザー等も参画した**協議会設置**（自治体間格差解消や教育水準向上等）
  - 自治体の利活用状況に応じた**補助メニューの充実**

# 高等学校情報科担当教員の配置及び研修受講状況

## 配置状況

情報免許状保有教員

**10,048**人

(+145人)

## 研修受講状況

情報科担当教員

**4,756**人

(-316人)

情報免許状保有教員

**3,960**人

(+121人)

臨時免許状 **236**人 (-20人)

免許外教科担任 **560**人 (-417人)

計 **796**人

(-437人)

**560** 免許外教科担任

**236** 臨時免許状

**3,960**

情報免許状

**6,088**

情報科を担当  
していない者

**3,960**

情報科を担当  
している者

**560**  
免許外教  
科担任

**236**  
臨時免許  
状

**245**  
研修受講  
予定

**551**  
研修受講  
済み

共通教科情報科担当教員（総数） 共通教科情報科担当教員（内訳）

※本資料における用語の定義は以下のとおりとする。

- ・情報科：共通教科情報科
- ・臨時免許状：高等学校教諭臨時免許状（情報）の授与を受けた者
- ・免許外教科担任：高等学校において、情報の免許外教科担任の許可を受けた者
- ・情報免許状：高等学校教諭普通免許状（情報）及び高等学校教諭特別免許状（情報）

情報免許状保有者

※配置状況は、令和4年5月1日時点

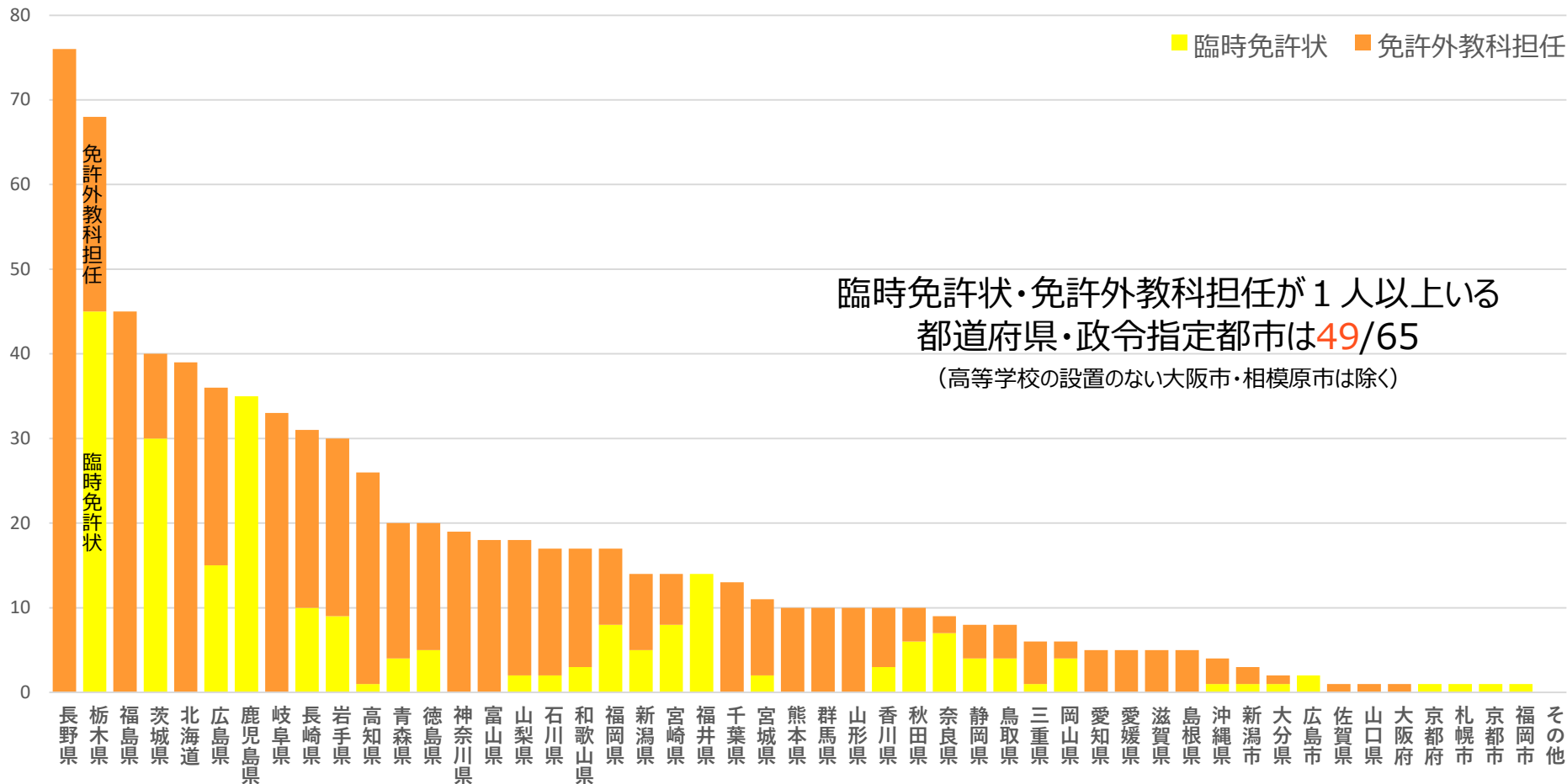
※（ ）内の人数は、R2調査との比較

※研修受講状況は、令和4年8月末時点（R3.4～R4.8）

※研修：都道府県などが主催する悉皆研修・教職員支援機構・大学・民間企業・情報処理学会等が主催する研修、文科省「授業実践」研修、情報処理学会のMOOC教材 等



# 臨時免許状及び免許外教科担任数【自治体別】



	長野県	栃木県	福島県	茨城県	北海道	広島県	鹿児島県	岐阜県	長崎県	岩手県	高知県	青森県	徳島県	神奈川県	富山県	山梨県	石川県	和歌山県	福岡県	新潟県	宮崎県	福井県	千葉県	宮城県	熊本県	群馬県	山形県	香川県	秋田県	奈良県	静岡県	鳥取県	三重県	岡山県	愛知県	愛媛県	滋賀県	島根県	沖縄県	新潟市	大分県	広島市	佐賀県	山口県	大阪府	京都府	札幌市	京都市	福岡市	その他	合計	
臨時免許状・免許外教科担任の合計	76	68	45	40	39	36	35	33	31	30	26	20	20	19	18	18	17	17	17	14	14	14	13	11	10	10	10	10	10	9	8	8	6	6	5	5	5	5	4	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1	0	796	
R2調査からの増減	-72	-51	-20	-6	-2	-1	-5	-13	-3	-1	-9	-1	2	-4	-24	-6	-40	-30	-6	-93	-5	2	-1	8	3	-4	-5	2	-9	3	-5	3	0	-1	-4	-6	-5	-8	1	1	-4	-1	-4	-9	-1	0	1	-2	1	-3	-437	
臨時免許状	0	45	0	30	0	15	35	0	10	9	1	4	5	0	0	2	2	3	8	5	8	14	0	2	0	0	0	3	6	7	4	4	1	4	0	0	0	0	1	1	1	2	0	0	0	1	1	1	1	1	0	236
R2調査からの増減	0	-26	0	6	0	1	-5	0	0	1	-7	0	4	0	-2	0	-2	-5	1	5	5	2	-1	2	-1	-2	0	1	0	2	2	3	0	-3	0	0	0	0	1	-2	-1	0	-1	0	0	1	1	1	-1	-20		
免許外教科担任	76	23	45	10	39	21	0	33	21	21	25	16	15	19	18	16	15	14	9	9	6	0	13	9	10	10	10	7	4	2	4	4	5	2	5	5	5	5	3	2	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	560	
R2調査からの増減	-72	-25	-20	-12	-2	-2	0	-13	-3	-2	-2	-1	-2	-4	-22	-6	-38	-25	-7	-98	-10	0	0	6	4	-2	-5	1	-9	1	-7	0	0	2	-4	-6	-5	-8	1	0	-2	0	-4	-8	-1	0	0	-3	0	-2	-417	
授業担当以外の免許保有者	104	67	130	81	241	122	133	129	104	148	63	81	55	188	71	52	72	61	243	121	58	75	143	46	98	159	53	67	69	27	258	39	127	170	176	133	52	49	65	0	84	13	98	93	347	139	29	26	11	1118	6,088	

※埼玉県、東京都、兵庫県、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、静岡市、浜松市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、熊本市は、臨時免許状・免許外教科担任が0のため除いている。

# 情報科 専門性&指導力向上の取組

令和2~3年度      令和4年度      令和5年度

令和2年度   令和3年度   4月   5月   6月   7月   8月   9月   10月   11月   12月   1月   2月   3月   4月~1学期   夏季休業中   2学期   3学期

情報処理学会 MOOC 教材の無料公開 R2.7~ ※文部科学省作成協力・広報支援

文科省作成 「情報Ⅰ」<sup>H31.3~</sup> 「情報Ⅱ」教員研修用教材 R2.3~

文科省作成 「情報」実践事例集



## 情報科特設ページ 随時情報更新



高校 情報科 検索



情報処理学会  
教員研修

オンデマンド開催

情報処理学会  
教員研修 (予定)

※7/31, 8/5,16,20 約550名が参加      ※デジタルバッヂ付与      ※国の予算補助、都道府県教委に参加を推奨

「情報Ⅰ」授業実践研修 全14回予定  
優れた指導力を有する教師等が授業実践事例や、学習内容を解説

アーカイブ配信

※第3回までで、約1250名が参加

「情報Ⅱ」授業実践研修 (予定)

### 授業力向上

- ・解説動画等の作成
- ・NHK高校講座「情報Ⅰ」(文科省協力)

### 指導力 授業力UP↑



### 専門性の向上

- ・研修会開催 (情報処理学会と連携)
- ・MOOC等研修公開

### 学習機会の保障

- ・アーカイブ配信等により、いつでも学習可
- ・繰り返し視聴可

生徒視聴可

情報Ⅰ 解説動画

アーカイブ配信

優れた指導力を有する教師が、プログラミング、データサイエンス等を中心に解説。15分程度 20本(予定)



情報Ⅱ 解説動画 (予定)

アーカイブ  
配信

NHK高校講座「情報Ⅰ」



教科調査官が制作委員として監修。教材不要。受講無料。オンデマンド視聴可

### アドバイザー事業



情報科の優れた指導力を有する教師による支援  
専門性が高く指導力が高い情報科教師や指導主事等を、国のアドバイザーとして登録。教育委員会からの依頼により、授業等に関する相談や学校指導訪問、研修会講師を実施。(全額国費負担)  
※ICT活用教育アドバイザー事業(令和4年度文科省委託事業)

# 高等学校情報科に係る指導体制の一層の充実について（通知）

高等学校情報科担当教員の専門性向上及び採用・配置状況等調査（R4.5.1現在）

複数校指導を実施している人数（全国）174人（普通・特別免許状）

## R4.10.5 事務連絡

令和4年度からの高等学校学習指導要領の着実な実施に伴う高等学校教科「情報」の指導体制の改善計画の作成について

令和4年度内 各自治体における指導体制改善に向けた具体的な取組を要求

- ①情報科担当教員の専科教員としての計画的・着実な採用（令和6年度以降）
- ②免許状保有者による複数校指導の抜本的増加
- ③現在情報を指導していない免許状保有者の情報科担当教員としての配置（又は②のような複数校指導への参画）
- ④情報以外の普通免許状を保有している教員のうち、情報に関する優れた知識経験又は技能を有する者に対する特別免許状交付
- ⑤現在情報を指導しており、情報以外の普通免許状を保有している教員に対する情報の普通免許状の取得
- ⑥長年にわたり臨時免許状で情報を指導している教員に対する普通免許状の取得
- ⑦情報科における採用試験2次募集の実施
- ⑧情報に関する資格や専門知識を有する者を対象に、特別免許状を授与することを前提とした採用選考の実施
- ⑨情報教員の退職者数見込み・採用者数見込みについて、情報Ⅱの開設増も視野にいて推計
- ⑩地元の大学や関係機関と協議する場の設定

## R4.11.15 通知

高等学校情報科に係る指導体制の一層の充実について（通知）

指導体制の強化について

- (1)改善計画の着実な履行 (2)免許法認定講習等の実施 (3)教育委員会における体制整備

# 情報科指導体制の充実に向けての取組

令和3年度

令和4年度

令和5年度

学習指導要領実施

「情報Ⅰ」開設

「情報Ⅱ」開設

R2.5.1時点

実態調査  
県別公表

通知

R3.3.23

「高等学校情報科担当教員の専門性向上及び採用・配置の促進について（通知）」  
（局長通知）

通知

R3.11.29

「令和4年度からの新高等学校学習指導要領の着実な実施に向けた高等学校情報科担当教員の採用・配置の促進、専門性の向上について」（事務連絡）

通知

R4.4.27

「令和4年度からの新高等学校学習指導要領の着実な実施に伴う高等学校における情報教育の充実について」（事務連絡）

実態調査  
県別公表

R4.5.1時点

通知

R4.11.15

自治体毎に改善プラン策定

年度内抜本改善

49/49  
自治体が策定

## 主な内容項目

- ①情報科担当教員の専科教員としての計画的・着実な採用
- ②免許状保有者による複数校指導の抜本的増加
- ③現在情報を指導していない免許状保有者の情報科担当教員としての配置
- ④情報以外の普通免許状を保有している教員のうち、情報に関する優れた知識経験又は技能を有する者に対する特別免許状交付
- ⑤現在情報を指導しており、情報以外の普通免許状を保有している教員に対する情報の普通免許状の取得（教育職員免許法別表第4）奨励
- ⑥長年にわたり臨時免許状で情報を指導している教員に対する普通免許状の取得（教育職員免許法別表第3）奨励
- ⑦情報科における採用試験2次募集の実施
- ⑧情報に関する資格や専門知識を有する者を対象とした、特別免許状を授与することを前提とした採用選考の実施
- ⑨情報教員の退職者数見込み・採用者数見込みについて、情報Ⅱの開設増も視野にいれて推計
- ⑩地元の大学や関係機関と協議する場の設定

R3.3

複数校指導  
の手引き

R3.3

外部人材に  
関する手引き

産学官協議の場の創設（県域毎）

テーマ：指導者の継続的養成、外部人材の活用体制

- ・国からの支援（財政面、関連団体への協力要請）
- ・数理・データサイエンス・AI教育強化拠点コンソーシアムと連携・協力
- ・（一社）デジタル人材共創連盟との連携・協力



手引きはコチラ



手引きはコチラ

令和4年4月

令和5年4月

# 外部人材の活用等に関する周知について

- 規制改革実行計画（令和4年6月7日閣議決定）を受け、**令和5年1月**には、①民間企業などから教員として学校に迎え入れる場合に、任命権者の判断により、兼業許可が可能であることや、パートタイムの会計年度任用職員には兼業の制限がないことや更新が可能であること、②教員の複数校指導が可能であることについて、**初等中等教育企画課長より直接、各都道府県・指定都市教育委員会の人事管理担当部課長に対して周知**を行った。

（令和4年8月には、各都道府県・指定都市教育委員会の人事管理担当者向けに周知済み。）

- 今後も、各都道府県・指定都市教育委員会の人事管理担当者向けの研修などで上記の趣旨を周知していく予定。

## 規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

### II 実施事項

#### 5. 個別分野の取組

##### <人への投資>

#### （1）個に応じた学びを大切にす、社会に開かれた初等・中等教育

- h 文部科学省は、中学校・高等学校の一部教科において当該教科の免許状を保有する質の高い教員の確保が困難となり、免許外担任の許可件数が高水準にある状況等を踏まえ、複数校指導の状況（同時双方向等のオンラインを活用した授業を含む。）を調査するとともに、複数校指導を推進する上で学校現場が困難に感じている点を把握し、制度利用促進に資する必要な措置を検討・実施する。
- k 文部科学省は、学校における働き方改革に留意しつつ、教員の複数校指導が可能である旨広く周知し、制度の活用を促進する。
- n 文部科学省は、個に応じた学びを進めるとともに、社会に開かれた初等中等教育を実現し、もって教育の質を高めることを目的として、特に情報科について、特別非常勤講師やチーム・ティーチングを始めとする外部人材の活用状況を調査するとともに、**非常勤講師を含む外部人材活用を推進**する上で学校現場が困難に感じている点を把握し、制度利用促進に資する必要な措置を検討・実施する。